

産後ケア事業受け皿整備施設改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、産後ケアの受け皿拡大を図るため、産後ケア事業所が行う受入枠拡大のために必要な施設改修等に要する経費について、当該事業所に対し、予算の範囲内において産後ケア事業受け皿整備施設改修費等補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「産後ケア」とは、出産後1年以内の母子に対して、宿泊型・通所型・訪問型にて心身のケアや育児のサポート等を実施するものをいう。

2 この要綱において、「宿泊型」とは、短期入所（ショートステイ）型をいい、病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施するものをいう。

3 この要綱において、「通所型」とは、通所（デイサービス）型をいい、日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するものをいう。

(交付対象等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たし、産後ケアの受け皿を拡大するために必要があると知事が認めたものとし、補助率及び補助対象経費等は別表1のとおりとする。

(1) 宮城県内の市町村と公益社団法人宮城県医師会及び一般社団法人宮城県助産師会とで締結する当該年度の集合契約に参加する事業所の内、宿泊型又は通所型を実施する事業所であること。

(2) (1)に定める産後ケア事業所が、受入枠を増やすために改修等した場合であって、別表2のとおり受入枠が拡大する事業であること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(4) 県税に未納がないこと。

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 産後ケア事業受け皿整備施設改修費等補助金事業実施計画書（別紙1）
- (2) 収支予算（見込）書
- (3) 交付申請に係る宣誓書（様式第2号）
- (4) 消費税法に関する届出書（様式第3号）
- (5) 改修等に要する経費の見積書及び明細書の写し
- (6) 賃貸物件の場合、物件所有者の改修工事同意書又は物件の賃貸借契約書の写し
- (7) その他知事が必要と認めるもの

3 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はその限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第5号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（状況報告）

第6 規則第10条の規定による報告は、様式第6号によるものとする。

（実績報告）

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、様式第7号によるものとし、3月末までに報告するものとする。ただし、知事は必要と認める場合に別途提出期限を定めることができる。

2 前項の規定による報告は、以下に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 産後ケア事業受け皿整備施設改修費等補助金事業実施報告書（別紙2）

- (2) 収支決算（見込）書
 - (3) 補助事業の実施結果が確認できる書類（完成写真等）
 - (4) 改修等に要する経費の領収書及び明細書の写し
 - (5) 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し
 - (6) その他知事が必要と認めるもの
- 3 補助事業者は、第4第3項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は様式第8号によるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第9 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9号により知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分）

- 第10 補助事業者は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 4 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、補助事業者に対して、別表3に定める金額を県に納付させることができる。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年8月8日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 補助率、補助対象経費等（第 3 関係）

補助率	補助対象経費	補助対象外経費	補助額
3/4	産後ケアの受け皿を拡大するために必要な施設改修等に係る以下の経費のうち、当該年度の 4 月 1 日以降に契約、支出されたもの。 工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	・国等の他の補助金の交付対象となっている経費	・補助対象経費の上限を 1,800,000 円とし、補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 ・下限は設けない。

別表 2 受け皿拡大枠（第 3 関係）

類型	増枠（週）
宿泊型	1 枠以上
通所型（6 時間）	3 枠以上
通所型（3 時間・2 時間）	6 枠以上

別表 3 財産処分時の財産処分納付額（第 10 関係）

財産処分 納付額	1 有償譲渡に係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額（ただし、当該譲渡額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。 2 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。 3 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、1 における有償譲渡の場合と同じ額とする。
-------------	---